

第2部

災害予防計画

第1章 火災予防対策

- 東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。
また、高層建築物や大規模な地下街も多く、火災などが発生した場合、大規模な事故災害になる可能性がある。
- このため、都は、火災から都民の生命、身体及び財産を保護するため、消防機関等の整備を進めるだけでなく、都民、事業者も巻き込んだ初期消火体制の整備や建築物等の不燃化を推進している。

第1節 火災の予防

1 防火思想の普及徹底

(1) 都民に対する防災指導

- ア パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- イ 出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ウ 都民防災教育センターを活用し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理及び防災管理指導

- ア 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。
- イ 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

- 消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

3 市街地等の不燃化

- 市街地の不燃化対策は、次のとおりである。

機関名	内 容																				
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施、不燃化特区制度の活用や、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定及び東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく新たな防火規制(以下「新防火区域」という。)の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進してきた。 ○ 都市防災不燃化促進事業により、骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地・避難路周辺の不燃化を進めており、現在、12区42地区において事業を実施している(令和2年10月1日現在)。 ○ 今後も市街地大火の防止・避難時の安全性確保のため、道路・鉄道・河川・公園等の都市施設整備にあわせ事業等を実施するなど、地域特性に応じた適切な施策の組み合わせにより市街地の不燃化を進めていく。 <p>防火地域等の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市街化区域</th> <th>防火地域</th> <th>準防火地域</th> <th>新防火区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 部</td> <td>58,214 ha</td> <td>13,410.5 ha</td> <td>44,136.1 ha</td> <td>6,770 ha</td> </tr> <tr> <td>多 摩</td> <td>49,873 ha</td> <td>1,242.9 ha</td> <td>25,786.9 ha</td> <td>5 ha</td> </tr> <tr> <td>島しょ</td> <td>—</td> <td>3.8 ha</td> <td>98.9 ha</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	市街化区域	防火地域	準防火地域	新防火区域	区 部	58,214 ha	13,410.5 ha	44,136.1 ha	6,770 ha	多 摩	49,873 ha	1,242.9 ha	25,786.9 ha	5 ha	島しょ	—	3.8 ha	98.9 ha	—
区 分	市街化区域	防火地域	準防火地域	新防火区域																	
区 部	58,214 ha	13,410.5 ha	44,136.1 ha	6,770 ha																	
多 摩	49,873 ha	1,242.9 ha	25,786.9 ha	5 ha																	
島しょ	—	3.8 ha	98.9 ha	—																	
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の新築又は増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。 																				

第2節 建築物等の防火対策

- 火災から建築物を保護し、被害の軽減を図るためには、関係機関が相互に連携を密にし、その有する機能を発揮して対策を図っていく必要がある。
- 本節では、一般建築物、地下街、超高層ビル及び文化財の保護対策について定める。

1 一般建築物等の防火対策

機関名	内 容
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づきそれぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。 ○ 建築物に対し、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたりとともに、防災上の見地から必要な指導を行う。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の現況 東京消防庁管内の用途別対象物の総数は、令和元年(2019年)12月31日現在 423,209 棟である。 (資料第15 防火対象施設現況 P274) ○ 指導方針 <ul style="list-style-type: none"> 1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。 2 建築物に対し、前記第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)による火災予防査察を実施する。 3 火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

2 地下街・超高層ビルの防火対策

機関名	内 容
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下街 地下街については、その特性に配慮し、消防法、建築基準法、道路法及び建築安全条例などの関係法令に基づき、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防災上の観点から必要な指導を行う。 ○ 超高層ビル 超高層ビルを新築する場合は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づき指導を行う。 また、防災上の観点から総合的に建築主や設計者等に対し、指導を行う。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導方針 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。

第1章 火災予防対策

第2節 建築物等の防火対策

機関名	内 容
	<p>また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。</p> <p>さらに、この種の対象物の立入検査にあたっては、前記第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。</p> <p>○ 防火管理及び防災管理の充実強化</p> <p>地下街、超高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。</p> <p>また、災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。</p>

3 文化財の防火対策

機関名	内 容
都 教 育 庁	<p>○ 文化財施設の現況</p> <p>文化財としての建造物は、国指定文化財として国宝が2施設、重要文化財が83施設あり、また、都指定文化財としては、63施設ある(令和2年(2020年)10月1日現在)。</p> <p>○ 事業計画</p> <p>1 全般計画</p> <p>(1) 文化財が貴重な国民的遺産であることを周知徹底させるための措置を講じる。</p> <p>(2) 常に自衛消防組織の維持に努めるため、防災訓練等を実施するほか、災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。</p>
東 京 消 防 庁	<p>○ 消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。</p>

機関名	内 容
	○ 毎年、1月26日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。

第3節 森林火災の予防

- 都における森林は、多摩地区及び島しょに約79,000ha存在している。
- 森林は、水資源の確保、土砂の流出防備及び風害、水害、雪害等からの防備などの役割を果たし、都民に憩いの場所を提供するなど、都民の生活に大きな恩恵をもたらしている。
- 本節においては、森林火災の防止に関し必要な事項について定める。

1 森林火災予防施設の現況

(1) 防火線の現況

(令和2年4月現在)

機関名	地区別	延長	面積	幅員
		(m)	(ha)	(m)
都 水 道 局	西多摩 (奥多摩町)	26,129	30.66	10~19
	山梨県	20,305	37.66	5~38
	計	46,434	68.32	
関東森林管理局	八王子市	20,150	14.28	6~8

(2) 標識等の現況

(令和2年4月現在)

機関名	地区別	市町村別	標板	警報旗	看板
都 環 境 局	西多摩	奥多摩町	300		6
		青梅市	80		6
		檜原村	110	0	7
		あきる野市	70		3
		日の出町	40		3
	南多摩	八王子市	145	0	20
	島しょ	大島町	60		2
		三宅村	11	0	0
		八丈町	50		0
		小計		866	0

機関名	地区別	市町村別	標板	警報旗	看板
関東森林管理局	南多摩	八王子市	5	5	3
	島しょ	神津島村	0	0	0
		三宅村			
小計			5	5	3
合計			871	5	50

2 予防活動

機関名	内 容
市 町 村	○ 市町村長が森林法に基づき火入れを許可するとき、又は国若しくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署に協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を管轄警察署長に通報する。
都 環 境 局	○ 森林火災の未然防止のため、次のとおり実施する。 1 森林保全巡視員による保安林及び入込者の多い森林に対する巡視を行い、たき火・喫煙等を発見した場合は、山火事予防のため、指導する。 2 東京都自然保護員(都レンジャー)による自然公園等の利用マナーの普及啓発・指導及び標識等の点検・応急補修等を行い、安全を確保する。森林保全巡視員による保安林及び入込者の多い森林に対する巡視、指導の励行を図る。
都 産 業 労 働 局	○ 都産業労働局の所管する都有林等について、森林の巡視、歩道の整備を行い、森林防火に平素から努める。
都 水 道 局	○ 都水道局の管理する水源林は、24,294ha(令和2年(2020年)3月31日現在)であり、森林の巡視、ポスターの掲示、標識の設置並びに通信機器の整備、歩道や防火線の整備を行い、森林防火に平素から努める。
東 京 消 防 庁	○ 広報活動 第八消防方面本部、第九消防方面本部及び両方面内関係消防署は、林野庁、都産業労働局、関係市町村等関係機関と協力して、火災予防運動期間又は行楽シーズンを中心に行楽客、住民、関係事業所等を対象として、林野火災の予防広報を実施する。 ○ 予防活動 火災予防運動期間を中心に、関係消防署、消防団等は、林野の防火パトロールや林野に近接した民家の防火診断を実施する。 ○ 消防活動訓練 森林火災が発生しやすい時期に、関係消防署は各市町村及び

機関名	内 容
	<p>消防団の協力を得て、第八及び第九消防方面本部の所轄のもとに消防活動訓練を実施する。</p> <p>○ 指導方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林野等の火入れに際しては、所轄消防署に届け出るよう指導する(火災予防条例)。 2 森林法に基づき市町村が火入れの許可をするとき又は国若しくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署長と協議するよう指導する。 3 林野に防火線を設定するときは、設定者からあらかじめ所轄消防署長が協議を受ける。
関東森林管理局	<p>○ 森林火災予防のため、次のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における非常参集体制の整備を図る。 2 林野火災予防施設等の管理(施設の点検整備、防火、初動対応等のマニュアルの整備)の徹底 3 全国山火事予防運動による啓発活動の実施 4 林野火災予防対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 森林保全巡視は林野火災の予防にも配慮し、特に乾燥、強風等の気象条件、入林者の多い時期、箇所等を考慮して効率的に実施する。 (2) 火入れ許可の徹底 (3) 防火線、防火樹林帯、防火林道等の整備に努める。

第2章 危険物事故対策

- 都では、様々な施設で石油類、高圧ガス等が貯蔵されるとともに、こうした危険物が大量かつ頻繁に輸送されている。これらの様々な施設や輸送を行う車両を保有する関係者等に対して、継続した指導による安全対策が必要となっている。
- このため、都は、危険物等の安全対策として、関係法令に基づく危険物の貯蔵及び輸送に係る規制、取り締まり、指導を実施するとともに、応急用資器材を整備している。

第1節 貯蔵施設の安全化

- 都内には、石油、火薬類、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所が存在しており、これらの施設で事故が発生した場合、そこで働く従業員はもとより周辺の住民にも大きな影響が及ぶ。
- したがって、危険物施設については、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、防災体制の強化を図っていく必要がある。
- 本節においては、石油類、高圧ガス、火薬、毒物・劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

1 石油類施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ○ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ○ 次の事項について積極的に指導する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 2 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させること。 ○ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会

機関名	内 容
	が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。
都 下 水 道 局	○ 消防法等の法令に基づき、技術上の基準に適合した施設の構築を図るとともに、危険物保安監督者、危険物取扱者等による日常点検及び保安体制を確立し、安全化を図る。
関東東北産業保安監督部	○ 自主保安体制を確立させるとともに、関係機関との連絡調整に努め、緊急時における効果的な対策の推進を図る。
第三管区海上保安本部	○ 大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合には、排出油等の防除について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進するため各海域毎に「排出油等防除協議会」を組織し、活動マニュアルの作成、教育・共同訓練の実施等を行い、排出油等事故防災対策の充実化を図る。 ○ 大量の油を保管する施設等に対し、法律に基づいた資器材の備え付けについて指導を行う。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
東京消防庁	○ 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。 ○ 立入検査 第2部第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○ 鉱山における所管施設については、立入検査により鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

2 高圧ガス施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。

機関名	内 容
	<p>また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。</p> <p>○ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。</p>
警 視 庁	<p>○ 都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>○ 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握し万全を期す。</p>

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都 環 境 局	<p>○ 災害を未然に防止するため、対象事業所(製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費)に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。</p>
東京消防庁	<p>○ 第2部第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>○ 当部管内の高圧ガス製造事業所等に対し、必要に応じ立入検査等を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導等必要な措置を行うことにより、災害の予防を図る。</p>

3 火薬類施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都 環 境 局	<p>○ 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。</p> <p>○ 全都道府県の事故通報を業種、原因別に収録し防災対策の資料とする。</p>
警 視 庁	<p>○ 施設周辺における住民の避難誘導態勢を確立する。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>○ 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。</p> <p>○ 鉱山における所管施設については、立入検査により鉱山保安法に基づく監督指導を行う。</p>

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持又はその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。
警 視 庁	○ 立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し是正を要請する。
東 京 消 防 庁	○ 第2部第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	○ 当部所管の火薬類製造事業所等に対し、定期的又は必要に応じ随時に立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導あるいは措置命令を行うことにより、災害の予防を図る。 ○ 鉱山における火薬類の管理、受渡、運搬、携帯及び発破作業を含めた所管施設について、立入検査により、鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

4 毒物・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ○ 毒物・劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。 (資料第6 毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧表 P259)
都 下 水 道 局	○ 水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理している。 ○ 水質試験などを行う各部所において、毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、災害防止、火災防止に努める。
都 教 育 庁	○ 毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 1 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。

機関名	内 容
	<p>2 毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。</p> <p>3 毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること。</p> <p>4 毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする。</p> <p>また、戸棚は床又は壁体等に固定すること。</p> <p>5 毒物・劇物収納容器の密栓、多段積み进行避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。</p> <p>また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。</p> <p>特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。</p> <p>6 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。</p> <p>7 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。</p> <p>8 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。</p>
警 視 庁	○ 職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。
東京消防庁	○ 第2部第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。

5 放射線等使用施設

- 現在、国においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、放射性同位元素(RI)の使用、販売、廃棄等に関し、安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。

○ 都の各機関における対応措置は次のとおりである。

(1) 保安計画

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき、病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 ○ 病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。 ○ 都内の放射性同位元素 (RI) 使用病院等で被害が発生した場合、都は、人身への被害を最小限に止めるため、4人を1班とする RI 管理測定班を 13 班編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去等に努める。 (資料第 16 放射性同位元素使用医療関連施設数一覧表 P275)
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方独立行政法人東京都立産業技術センターに対し無償貸付している放射線利用施設は、一般建造物の 2 倍以上の耐震性を有しており、RI は、耐火・耐震構造の貯蔵庫に保管し、安全性の確保に万全を期している。 ○ 敷地内建物間、境界線とのスペースも考慮し、隣接地との安全性に留意している。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。 ○ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。
都 関 係 部 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、RI による環境汚染を伴う被曝及び医療・職業上の放射線障害に関する対策を検討するため、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行い、必要に応じ国の関係省庁に監視指導體制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進することとしている。
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支部所管施設の放射線取扱主任者が中心となり、平素から関係法令による管理を徹底するほか、災害時には各施設の主任者が責任をもって適切な措置を講じる。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 医療法に基づき立入検査を年1回実施し、RIの取扱いについて指導を行う。
東京消防庁	○ 第2部第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。

6 都市ガス施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスホルダー <ul style="list-style-type: none"> 1 施設は、ガス事業法等に基づき設計施工している。 2 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し二次災害の防止に努めている。 3 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。 ○ ガス導管 <ul style="list-style-type: none"> 1 ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠し、設計施工している。 2 ガス導管は、緊急遮断のため又は供給上の必要により、遮断弁を設置している。 3 ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防、警察、関係機関への連絡体制を整えている。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
東京消防庁	○ 第2部第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○ 当部所管の事業所等に対し、必要に応じ調査、立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導を行うことにより、災害の予防を図る。

7 温泉における可燃性天然ガス安全対策

(1) 保安計画

機関名	内 容
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁等関係機関との連絡体制の確立を図り、温泉の掘削時、採取時及び廃止時における可燃性天然ガスによる災害の防止を指導する。 ○ 温泉法に基づき掘削時及び採取時の災害防止規程を作成させ、日常点検及び自主保安体制を確立させる。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害を未然に防止するため、温泉掘削許可及び温泉採取許可申請時の事前指導並びに温泉掘削工事現場及び温泉施設の立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合させるよう指導する。 ○ 事業者の自主管理を推進するために、温泉採取施設の温泉安全管理担当者を対象に、講習会を開催する。

第2節 危険物等の輸送の安全化

- 石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。
- 石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関東東北産業保安監督部、東京消防庁、警視庁、都環境局、都福祉保健局等の関係機関による路上取締りを毎年定期的実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。
- 輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。
- 関係機関の安全化対策は次のとおりである。

機関名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 ○ 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。 (毒物及び劇物取締法) ○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。

第2章 危険物事故対策
第2節 危険物等の輸送の安全化

機関名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 ○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、第2部第1章第1節第2項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。 ○ 指導方針 石油元売各社に対し、下記事項について指導する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 2 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 3 安全度の高い輸送手段への移行
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス運送上の災害に対処するため、関係機関との連携を図り自主的な災害予防対策を確立するとともに、災害時の連絡通報、応急措置等の訓練を推進する。
第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京港内には、危険物の専用岸壁が3社4バースあり、危険物積載船舶に対し、危険物の積込み、積替え又は荷卸しを行う時は、港長(京浜港東京区においては東京海上保安部長)の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。 ○ 専用岸壁及び危険物積載船において定期的に消火訓練を実施するほか、危険物積載船に随時立入検査を行い、安全管理指導の徹底を図る。 ○ 油又は有害液体物質を輸送する船舶に対し、法律に基づいた資機材の備え付け、機械器具の配備などについて指導を行う。
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の緊急連絡設備の整備 2 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、ふくそうする航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 3 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
J R 貨物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石油類等の危険物輸送に関し、次により災害防止を行う。 (資料第17 貨物駅の危険物取扱量 P276) 1 鉄道タンク車(私有車含む)については、タンク車設計基準により安全性に万全を期すとともに、検査体制を強化し、私有タンク車については、当該所有者に対し安全性に関する指導を行う。

機関名	内 容
	<p>2 石油等の危険物の取扱い、輸送については、JR 貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物運送約款の規制によるほか、消防法の趣旨に従い、安全性確保について細心の注意を払い災害の防止に努める。</p> <p>3 火薬類、高圧ガス、毒物及び劇物等の危険品の輸送については、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、貨物輸送手続、貨物運送約款、営業処理手続(規程)等により、安全輸送や取扱い等にあたり、災害防止にあたる。</p> <p>4 部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。</p> <p>5 災害時の万全を期するため、社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法、消火方法、部内外に対する連絡方法、タンク車の構造等について教育指導にあたり、年1～2回以上次により訓練を実施する。</p> <p>(1) 火災予防月間における火災訓練、避難誘導訓練</p> <p>(2) 危険物積載タンク車等の事故時の連絡及び脱線事故復旧訓練</p> <p>(3) 防災関係機関主催の防災訓練への参加</p>

第3節 応急用資器材の整備

- 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資器(機)材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。
- 関係機関の状況は次のとおりである。

機関名	内 容
都 教 育 庁	○ 学校に対し、危険物等を使用・保管する教室には、水バケツ、化学消火器、砂などを常備し、緊急の際に使用するよう指導する。
東 京 ガ ス	○ 工場設備、導管等の復旧用資機材は、常時、備蓄(メーカー在庫含む)しており、災害時に当面必要な資器材は配備している。
警 視 庁	<p>○ 毒物・劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。</p> <p>○ 放射線対策として、防護服、防護マスク、サーベイメーター、線量計等を整備している。</p>

第2章 危険物事故対策
第3節 応急用資器材の整備

機関名	内 容
東京消防庁	○ 毒物・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。
第三管区 海上保安本部	○ 東京湾内に消火能力を強化した巡視船を配備するほか、各海上保安部署に消防用資機材(ガソリンポンプ、化学消火剤等)、排出油等防除資機材(オイルフェンス、油回収装置等)等を配備している。 ○ 原子力防災用資機材(防護服、放射線測定器等)等を配備している。

第3章 大規模事故対策

- 東京は、政治・経済の中核機能が高度に集中しているため、道路、鉄道を始めとした様々な交通網が発達しており、現在もその整備が、地上だけでなく地下においても進められている。
- 高度に集積した交通機関においては、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害が発生する可能性がある。
また、地下工事における事故災害もその対策が必要である。
- 都はこうした大規模な事故災害を予防するため、関係機関による交通機関の制御系を始めとした設備の安全化や、地下工事における予防査察の実施など、対策を推進している。

第1節 船舶事故予防対策

- 船舶の衝突、沈没、座礁、火災等の事故を未然に防止し、人命、身体、財産の安全を確保するため、関係機関は、次の予防対策を講ずる。

機関名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視艇により港内の港湾施設及び水域利用の状況並びに航行安全の確保及び海洋汚染防止等の監視を実施している。 また、東京港における流出油事故に対応するために、船舶に搭載できる油回収装置を保有している。 ○ 島しょにおいては、港内の安全航行を確保するため、水底の維持浚渫を行うとともに、燈台等の航路標識の設置について協力する。
第 三 管 区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京港においては、東京(東・西)航路及びその付近の水域における航行船舶の安全確保と、円滑な航行を図るため、東京湾海上交通センターは、出入港船舶の航行管制並びに無線放送(H3E 1665 kHz 一般 AM ラジオにより受信可)による海上交通情報の提供を行う。 ○ 船舶への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて海難防止を行う。
東 海 汽 船	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の諸事項を遵守し航海の安全を確保する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 船舶の運航管理体制の確立 2 船舶運航基準の励行 3 海事関係法令の遵守

第2節 航空機事故予防対策

- 航空機による墜落・衝突事故等を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

機関名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都営空港における航空機の安全な運航を確保するため、空港施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。 ○ 各都営空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。
東京空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空港における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。 ○ 空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。

第3節 鉄道事故予防対策

- 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う

機関名	内 容
都 交 通 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 保安対策 <ul style="list-style-type: none"> 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全を期する。 2 設備及び規程等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 保安設備その他の設備に対して検査、保守等を行い、機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保を図る。
J R 東 日 本 J R 東 海 J R 貨 物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるように列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。

機関名	内 容
	<p>1 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。</p> <p>2 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。</p> <p>3 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。</p>
東武鉄道	<p>○ 構造物(橋りょう、線路等)、軌道、建物、停車場及び電気関係設備等についてはそれぞれの検査心得、検査基準及び関係法令等に基づき、定期的又は随時に保守点検を実施している。</p> <p>なお、保守点検の結果、補修を要する場合は、その都度、補修を行う。</p> <p>○ 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、列車無線装置、放送装置、消火設備等の保安設備を整備して、列車運転の安全を期する。</p> <p>○ 通信設備については、マイクロ無線及び光搬送による中継回路網を整備し、有事の際の、列車無線、指令電話等による連絡・情報の円滑化を図っている。</p>
東急電鉄	<p>○ 建造物の点検については土木実施基準等関係法令に基づき、2年に1回定期検査を行い、必要に応じ補修、改良等を実施する。</p> <p>○ 田園都市線、大井町線、こどもの国線、東横線、目黒線には自動列車制御装置(ATC)を、池上線、東急多摩川線には自動列車停止装置(ATS)を装備し、列車の安全確保を図っている。</p> <p>○ ATC、ATSの地上装置の点検、装備はそれぞれ1ヶ月、2ヶ月、12ヶ月、24ヶ月に1回、車上装置については、日常点検のほか3ヶ月に一度の点検と4年に1回整備している。</p> <p>また、列車無線の点検整備については、24ヶ月ないし48ヶ月に1回定期検査整備を実施している。</p>
京成電鉄	<p>○ 鉄道事業設備投資計画に基づき、踏切道の立体化工事、施設の新設・改良を推進し、交通施設の保安度の向上に努め、人命の保護と輸送の安全を図る。</p> <p>1 列車運行管理システム(TTC) 運輸指令室に運行表示盤を設け、列車又は車両の運行を把握すると共に、連動装置を設備した駅の列車又は車両の進路をあらかじめ入力した計画ダイヤにより制御する。</p> <p>2 列車無線装置 運輸指令と列車乗務員間で運転業務に関する通報を行うとき、又は非常発報を行う時に使用する。</p> <p>(1) 全列車への一斉通報・・運輸指令室から列車乗務員へ</p>

機関名	内 容
	<p>(2) 特定列車との通話・・・運輸指令室と列車乗務員間 (3) 発報信号 乗務員が、事故その他の事由により列車が隣接路線を支障したとき、また事故発生するとき直ちに非常発報ボタンを押し、前後1km範囲を走行中の他の列車に緊急停止を通報する。</p> <p>3 自動列車停止装置(ATS) 列車が制限速度を超えて信号機を通過したり、終端駅に進入した場合、自動的に減速又は停止させ安全確保を図る。</p> <p>4 踏切保安装置 踏切道に踏切警報機・自動遮断機を設置すると共に、支障報知装置、自動障害物検知装置を設置し、踏切内の異常を乗務員に知らせ踏切事故防止を図る。</p> <p>5 建造物及び工作物 検査については検査心得に基づき、項目別に年1回実施し、その結果をもとに必要な補修、改良等を実施する。</p>
京 王 電 鉄	<p>○ 列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。</p> <p>1 列車運行管理システム 2 列車無線装置 3 自動列車停止装置 4 踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置</p>
京 急 電 鉄	<p>○ 構造物(橋りょう、線路等)、軌道、建物、停車場及び電気関係設備等についてはそれぞれの検査心得、検査基準及び関係法令等に基づき、定期的又は随時に保守点検を実施している。 なお、保守点検の結果、補修を要する場合は、その都度、補修を行う。</p> <p>○ 踏切道の連続立体化工事を進めているほか、次の保安装置を装備し事故の未然防止に努めている。</p> <p>1 自動列車停止装置(C-ATS) 2 列車無線装置 (デジタル無線化) 3 踏切保安設備 (一部 3D センサー化) 4 踏切防護システム 5 ガードアングル(脱線防止ガード) 半径 300 メートル以下の曲線及び、自動車が通行する全踏切道の列車が進出する方向に設置している。 6 落石検知装置 7 緊急地震速報システム</p>

機関名	内 容
西武鉄道	<p>○ 輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 2 運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 3 列車無線装置
小田急電鉄	<p>○ 橋りょう、ずい道等建造物の改良整備を推進するほか、次の保安対策を講じて事故防止を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 踏切保安対策 踏切の立体化・整理統合による踏切の削減及び全踏切に踏切支障報知装置、障害物検知装置を設置し踏切事故防止を図る。 2 列車無線設備 列車と運輸司令所間で運行に必要な情報を相互に連絡できる。 また、列車には防護無線を設備し、これを操作することにより当該列車の付近を走行中の列車に対し、「停止」を指示する緊急信号が発報される。さらに、大規模地震発生時に早期に列車を停止させるため、「早期地震警報システム」を導入している。 3 自動列車停止装置の設置 列車が制限速度を超えて信号機や急曲線、分岐などを通過しようとした際に自動的にブレーキを作動させて減速又は停止させ安全確保を図る。
北総鉄道	<p>○ 鉄道輸送における安全の確保を図るため、下記の運転保安設備等により、事故の未然防止に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運行管理システム(HTC) 2 列車無線装置 3 列車自動停止装置(ATS)
東京地下鉄	<p>○ 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、次の対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安対策 運行管理システム、電力管理システム、車両情報管理システム、施設管理情報システム、自動列車制御装置、自動列車運転装置、信号装置、連動装置、転てつ装置、列車無線装置、列車防護装置、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全・安定輸送を図る。 2 設備及び規程等の整備 保安設備及びその他の設備に対し検査及び整備等を行い、機能の保持に努めるとともに、省令の改正に併せ、運転取扱いに

機関名	内 容
	<p>関する規程、整備実施基準等の整備を行い、定期的な教育を実施し安全の確保を図る。</p>
東京モノレール	<p>○ 列車衝突、脱線等の防止を図るため、次のとおり保安対策を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路との立体交差部においては、線路に対する自動車の衝突を防止するため、防護門柱を設置 2 長期計画により構造物の調査、補修 3 自動列車制御装置の点検、整備 4 通信回線、列車無線電話装置の点検、整備 5 運輸省通達に基づき、車両はA-4基準の不燃化構造
ゆりかもめ	<p>○ 無人、自動運転の鉄道輸送の安全を図るため、人的、物的及び取扱い面について、次のような保安対策を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 信号保安装置、連動装置、転てつ装置、ATO装置、ATC装置、列車集中管理装置、列車無線装置、駅務管理装置、映像装置(インターホン機能含む)、防災装置等を整備して列車運転の安全を期する。 2 道路と平行するレインボーブリッジ区間にあつては、フェンス設置、侵入検知装置の設置、カメラの設置をしている。
東京臨海高速鉄道	<p>○ 輸送の安全確保を図るため、次の運転保安設備等により事故の未然防止に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運行管理システム(PTC) 2 列車無線装置 3 自動列車停止装置(ATS-P)
多摩都市モノレール	<p>○ 輸送の安全確保を図るため、次の保安装置を備え事故の未然防止に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運行管理システム 総合指令室において列車運行表示、運行異常監視、手動進路設定、ダイヤ管理、運行支援、CCTV制御(映像監視装置)、各種記録作成を行っている。 2 電力管理システム 各変電所の変電所インターフェイス装置及び各駅の駅制御装置により、変電所及び電気室の機器状態・故障情報、計測地を取り込んで指令所に伝送している。 3 無線通信設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車無線装置 (2) 保守無線装置 (3) 非常発報 (4) 防護発報 4 CCTV監視装置

機関名	内 容
	総合指令室でプラットホーム及び各駅の駅務室において、プラットホーム並びにコンコースの監視が行えるよう CCTV 監視装置を設備している。
首都圏新都市鉄道	○ 旅客の安全及び輸送の確保を図るため、以下の安全対策を施している。 1 踏切のない完全立体交差化 2 可動式ホーム柵の全駅設置 3 自動列車制御装置(ATC)の採用 4 自動列車運転装置(ATO)の採用 5 早期地震警報システムの採用

第4節 道路・橋りょう・トンネル災害対策

- 人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。
また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

機関名	内 容
関東地方整備局	○ 関東地方整備局が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施 2 応急・復旧措置訓練 3 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保 4 事故多発箇所の施設改善
東日本高速道路	○ 中／東日本高速道路防災業務計画に定める災害予防に基づき、未然に災害を防止し、又は災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、平常時から高速道路等の計画的に点検を実施するなど保安全管理に努める。 また、事故が多発する箇所の安全対策を検討し、実施に努める。
中日本高速道路	
首都高速道路	○ 防災業務計画に基づき未然に災害を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、平常時から路面状況や道路施設等のきめ細かな点検と補修を行う。 また、事故多発地点を中心に大型注意喚起板、渋滞末尾情報板の設置等の交通安全対策を行う。さらに関係機関と協力して取締り・啓発活動を行う。
都建設局	○ 都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。

第3章 大規模事故対策

第4節 道路・橋りょう・トンネル災害対策

機関名	内 容
	1 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 2 事故多発箇所の施設改善 ○ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。
警 視 庁	○ 事故多発箇所における表示板等の設置 ○ 交通安全指導の徹底
区 市 町 村	○ 所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。

○ トンネル内の事故を防止するため、関係各機関は次の安全対策を行う。

機関名	内 容
東日本高速道路	○ トンネル内に火災検知器等の通報・警報設備や消火設備を設置している。 また、トンネル延長及び交通量に応じて、トンネル内の遠方監視設備を設置し、道路管制センターにおいて監視を実施している。 ○ トンネル内で異常が発生した場合に、トンネルに進入しようとする車両に対する情報提供のためトンネル入口情報板を運用している。 ○ 停電時に非常用設備の機能を維持するため、自家発電設備等を設置している。
中日本高速道路	○ 「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。
首都高速道路	○ トンネル内には、通報・警報設備や消火設備、災害を監視する監視用テレビ装置等の各設備を設置している。 また、万一、災害が発生した場合には、管制室で各設備を制御し、被害を最小限に抑えるとともに、利用者へ警報を発令し、避難設備によって安全を確保する。
都 建 設 局	○ 「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。
都 港 湾 局	○ トンネル内には、消火設備、通報・警報設備等の防災設備を設置している。 ○ 停電に備え自家発電設備を設けている。

第5節 地下街、地下工事事故予防対策

- 地下街、地下工事現場等におけるガス爆発等の事故を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

1 地下街

機関名	内 容
東京消防庁	○ 第2部第1章第2節第2項「地下街・超高層ビルの防火対策」(P33)の定めるところによる。
東京ガス	○ 緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備の設置 地下街等の特定建築物に対して、緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備等の安全設備を設置する。 ○ ガス施設の定期点検 地下街等の導管、ガスメーター、ガスメーターコック、緊急遮断弁、その他のガス設備についても定期的に点検を実施している。

2 地下工事

(1) ライフライン施設工事

機関名	内 容
都水道局	○ 安全管理体制 1 工事担当課長は、所管工事の安全管理に関し、総括してその任に当たる。 2 工事担当課長は、工事現場について直接又は現場ごとに指定した職員を通じて現場の保安対策を掌握し、必要に応じて上司に報告しその指示を受ける。 3 責任者は所管事業所の工事担当課長とし、監督員は工事担当課長の指揮を受けて安全対策等の業務を担当する。 4 各事業所の夜間における職員の参集については、別に定める「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。 5 毎月1回、工事を所管する事業所において工事安全連絡会を開催し、安全意識の高揚を図る。 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 大規模工事現場の掘削構内には非常警報装置を設けるとともに、工事現場、詰所等相互間の通報設備を設置する。 2 大規模工事現場、詰所等には消火器を配置するとともに、地下埋設物の表示及び通路、非常口等の標識類は常時点検整備しておく。

第3章 大規模事故対策

第5節 地下街、地下工事事故予防対策

機関名	内 容
	<p>3 工事現場は、監督員又は請負業者が毎日巡回点検するほか、必要に応じ他の埋設物の管理者に指示、立会、点検を要請する。</p> <p>4 工事現場には、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資器材を常備する。</p> <p>5 請負工事の関係者に対し、自主的に安全管理の徹底を図るよう指導する。</p>
都下水道局	<p>○ 安全管理体制</p> <p>1 事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、局発注工事において事故予防対策方針の策定等を行う「事故予防対策会議」及び工事を所管する事務所ごとに「下水道工事事故防止対策協議会」を設置するとともに、各事務所において、水再生センター、工事主管係、出張所等による「地区協議会」を設置する。</p> <p>2 「事故予防対策会議」と「下水道工事事故防止対策協議会」の連絡調整を密にし、局内の事故予防対策に迅速かつ一体的に取り組むため、各部(所)の事故予防担当で構成する「事故予防担当者会」を設置する。</p> <p>3 工事中は、万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資機材調達等必要な体制を請負者により整備する。</p> <p>4 工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。</p> <p>○ 安全対策(事故防止対策)</p> <p>1 「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などの法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。</p> <p>2 発注意図の理解及び当局と請負者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。</p> <p>3 工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。</p> <p>4 工事施工箇所地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置、深さを調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>5 掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。</p>

機関名	内 容
東京電力グループ	<p>6 坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。</p> <p>○ 安全管理体制</p> <p>1 安全管理組織</p> <p>(1) 本社に安全推進室・内部監査室を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。</p> <p>(2) 本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。</p> <p>(3) 大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。</p> <p>2 現場責任者</p> <p>(1) 担当管理職を責任者にするとともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。</p> <p>(2) 協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めるときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。</p> <p>3 社内に「グループ非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを定めている。</p> <p>4 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程・要領・仕様書類を定め、万全を期している。</p> <p>(1) グループ非常災害対策規程</p> <p>(2) 地中送電線路電気工事安全仕様書</p> <p>(3) 土木工事共通仕様書</p> <p>(4) 地中送電設備工事監理マニュアル</p> <p>(5) 配電工事監理業務マニュアル</p> <p>(6) 配電工事仕様書 等</p> <p>○ 安全対策(事故防止対策)</p> <p>1 各施工工事に係る安全対策</p> <p>(1) 地中線工事安全仕様書等の内容を協力会社に徹底するとともに、必要に応じ安全計画書を提出させ、安全確保に努力させる。</p> <p>(2) 設計段階で既設の埋設物を調査し安全面に考慮するほか、施工前に試掘を行い、埋設物を確認している。</p>

機関名	内 容
	<p>(3) 杭打ち、杭抜き、既埋設物の防護復旧等については、事前に既埋設物の管理者と協議の上、承認された方法で施工するとともに、所有者の立会、確認を求めている。</p> <p>2 他地下埋設物管理者との協定等</p> <p>(1) 東京ガスとの間に、相互の施設の保安に関する協定を締結している。</p> <p>(2) 地下鉄企業者との間に、号線別の協定を締結している。</p> <p>(3) このほか、他企業との間にも逐次協定の締結を推進していく。</p> <p>3 他の工事との連絡・協調</p> <p>他工事と近接して施工する場合は、計画、設計段階から入念に協議を行い、必要に応じ、相互に工事の受委託も行う。</p> <p>また、工事中も定期的な連絡会のほか随時に打合せを行い、安全の確保を図る。</p> <p>4 各種標識、ガス検知器等の設置</p> <p>掘山内に露出した既埋設物については、標示板により種別、所有者を明示するとともに、ガス管対策として、掘山内にガス検知器、ガス漏えい警報機を設置し通報、連絡体制を確立する。</p> <p>5 工事現場の巡回、点検</p> <p>(1) 監理員による随時の巡回、点検のほか、管理職等のパトロールを実施し、施工の万全を期する。</p> <p>(2) 協力会社の専任災害防止責任者による常時の現場監視のほか、協力会社の監理部門による安全を主とした巡視等を実施させている。</p> <p>6 工事従事者に対する安全教育</p> <p>(1) 工事規模、内容等に応じ定期的に安全協議会等を主催し、安全意識の徹底を図っている。</p> <p>(2) 協力会社には、安全計画書等に基づき、作業員に浸透するよう定期的に安全講習会を開催させるほか、作業開始前の安全面の確認を実施させている。</p>
東京ガス	<p>○ 保安管理体制</p> <p>1 導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安統括者、保安主任者を置いている。</p> <p>2 工事については、監督者を定めるとともに、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたらせる。</p> <p>3 非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。</p> <p>また、災害の程度等に応じ、第1から第3までの特別組織を編成する。</p>

機関名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下工事の保安対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、東京ガスにおいても管理・監督及び検査を行う。 2 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。 3 緊急時には、ガスライト 24 に連絡し、緊急車等を出動させて、付近住民への広報活動を行う。 4 工事現場に必要な標識類を設置するほか、溶接及び既設管の切断に際しては消火器を準備する。特に既設管の切断にあたっては、ガス検知器により可燃性ガスの検知を行うほか、送風マスクを携行させる。 5 導管工事の安全、適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。
<p>NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 安全管理組織 <p>下記の目的達成のための安全衛生協議会を設け、工事实施上の安全指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事従事者全てに関わる労働災害、疾病並びに交通事故を予防する。 (2) 第三者の生命及び財産に対する危険と障害を予防する。 (3) 各種公共施設への損傷と都市災害などの事故・災害を予防する。 (4) 災害発生時の緊急連絡措置、応急復旧体制確立等、二次災害拡大を予防する。 (5) 工事实施の過程で作業環境、機械設備、施設及び作業行動から一切の危険を取り除き、安全で健康的な職場環境を作り出す。 2 現場責任者等の指定 <p>請負業者の現場代理人を工事に関する現場責任者としているほか、安全責任者及び安全専任者を選定し、現場指導を行っている。</p> ○ 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 地下埋設管理者との協定等

機関名	内 容
	<p>地下埋設物管理者に対しては工事の都度協議し防護対策を講じている。</p> <p>2 他の埋設管理者との連絡協調体制</p> <p>災害時に備え緊急連絡系統図を作成しその中に他の埋設管理者を全て明記し、迅速な情報交換を行う。</p> <p>また、その系統図には警察、道路管理者、病院、労働基準監督署等も明記し、災害発生に伴う影響を最小限に押えるための体制を作る。</p> <p>3 沿道住民等への非常警報装置の設置</p> <p>(1) 大型とう道工事現場には、工事事務所に携帯用警報装置(サイレン)を常備し、緊急事態発生と同時に警報を伝達する。</p> <p>(2) この他、携帯用拡声器によっても警報を伝達する。</p> <p>4 消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置</p> <p>(1) 各工事現場に次の器具類を必要に応じて設置する。</p> <p>①CO 検出装置、②可燃性ガス検知器、③無酸素検知器、④消火器、⑤救命具、⑥排水ポンプ、⑦携帯用発電機、⑧保安施設一式、⑨通信ケーブル修理用具</p> <p>(2) 各工事現場に次の標示・標識等を設置する。</p> <p>①作業員に周知し注意を喚起する必要がある場所(立入り禁止等)について標示・標識を設置する。</p> <p>②特定の資機材の置き場を設けた際は、その位置(消火器、危険物等)を明らかにするため標示・標識を設置し注意を喚起する。</p> <p>5 工事現場の巡回、点検</p> <p>(1) 請負業者、監督員等の巡回、点検</p> <p>請負業者が常時行う巡回、点検のほか、NTT も工事マネージャやサブマネージャが随時巡回し、特別の処置が必要と認めたときは、速やかに関係部門に手配し、措置状況を確認する。</p> <p>(2) 安全衛生協議会によるパトロール</p> <p>工事の安全対策、工事品質施工状況、交通対策の他、道路管理者との占用協議(許可)条件、警察の指示事項、道路調整協議会における決定事項等の励行状況を巡回、点検する。</p> <p>(3) 事故防止月間の設定による点検、指導</p> <p>年2回全請負業者を対象に次の総点検を指導している。</p>

機関名	内 容
	<p>①災害防止に関する各社の施策の点検、②工事現場の点検、③安全講習会の実施、④専門の安全管理者による施工現場の安全指導</p> <p>6 応急用資器材の確保 各現場の応急用資器材については、必要に応じてその都度確保する。</p> <p>7 従業者に対する安全教育 各工事の着工前に必要な安全工法や作業について周知するほか、安全品質大会等を開催し、危険予知活動、指差し呼称の指導、過去の事故事例研究等を通して工事関係者全員の安全意識の高揚を図る。</p>

(2) 地下鉄道工事

機関名	内 容
都 交 通 局	<p>○ 安全管理体制</p> <p>1 請負業者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。</p> <p>2 非常事態に備え、緊急連絡表を整備して現場作業所に掲示する。</p> <p>○ 安全対策(事故防止対策)</p> <p>1 請負業者の施工にあたっては、道路法、道路交通法、その他官公署等からの命令事項等を遵守するよう義務づけ、局においても監督を行う。</p> <p>2 地下埋設物については、取扱い、防護、復旧方法等につき、各管理者と協定又は承認書を取り交わし、安全を確保する。 また、工事にあたっては試掘を行って位置を確認するとともに、各管理者の立会いを求める等の措置を講ずる。</p> <p>3 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、施工中にも連絡を密にし協調を図る。</p> <p>4 現場内には、工事上必要な標識の設置はもとより、酸素及びアセチレン等の危険器具類の管理、点検励行等を請負業者に義務付けて指導する。</p> <p>5 定期的な工事現場の安全点検巡回を実施する。</p> <p>6 現場付近の応急措置等に必要な資材等を現場近くに確保、準備させ緊急時に備える。</p>

第3章 大規模事故対策

第5節 地下街、地下工事事故予防対策

機関名	内 容
	<p>7 緊急時は、緊急連絡網に従って、交通管理者、道路管理者及び埋設物管理者等へ緊急連絡するとともに、現場内の作業員に早急に避難を呼びかけ、付近住民まで影響が懸念される場合は、速やかに避難場所まで誘導する。</p>
J R 東 日 本	<p>○ 安全管理体制</p> <p>1 安全管理組織</p> <p>2 現場責任者の指定 JR側：工事区長、請負者側：現場代理人</p> <p>3 非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分の確立、動員計画</p> <p>4 その他</p> <p>○ 安全対策(事故防止対策)</p> <p>1 各施工工事に係る安全対策、防護工法は、各埋設物管理者と協定あるいは協議を行い又は施工承認を得る。 また、施工にあたっては、関係の埋設物管理者の現場立会い並びに巡回を要請し、工事の安全を図る。</p> <p>2 ガス会社とは基本協定を締結し、その他の埋設物管理者とは、必要の都度、密接に協議を行う。</p> <p>3 工事の内容等により、同時施工や受委託施工の協定を行うほか、区域外の工事現場とも事故防止対策等について資料交換を行い、常に連絡協調を図る。</p> <p>4 現場従業員、沿線住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、警報装置(定置式拡声器、サイレン、ベル、携帯マイク等)を備える。 また、工事現場等には、緊急通報用の電話機を指定しておく。</p> <p>5 消火器等の防災用具、その他各種標識類の設置を行う。</p> <p>6 工事現場の巡回・点検等を行う。</p> <p>7 現場付近に応急処置に必要な資材等を準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的に点検確認する。</p> <p>8 工事従事者に対する安全教育を行う。</p>
東京地下鉄	<p>○ 安全管理体制</p> <p>1 安全管理組織の確立 各工事事務所内に統括安全管理者、安全管理者、安全担当者を指定し、安全管理体制を確立する。</p> <p>2 現場責任者の指定 東京地下鉄側は工事事務所長、工事請負者側は現場代理人とする。</p>

機関名	内 容
	<p>3 請負者に対し事故未然防止、事故発生時の被害拡大防止を義務付ける。</p> <p>4 事故、災害及び不測の異常事態の体制は、事故・災害等対策規程及び改良建設部事故・災害等取扱内規による。</p> <p>○ 安全対策(事故防止対策)</p> <p>1 防護方法等</p> <p>(1) 各埋設物管理者との協定、施工承認 基本協定：東京電力及び東京ガス 交換文書：都水道局、下水道局及びNTT</p> <p>(2) 各埋設物管理者の現場立会い及び巡視の依頼</p> <p>2 他の工事施工との連絡協調体制</p> <p>(1) 内容、規模等により同時施工、受委託施工の協定の締結</p> <p>(2) 現場区域外での競合工事の十分な打合せ、連絡調整</p> <p>3 異常事態の迅速な通報</p> <p>(1) 現場作業員及び沿線住民に異常事態を通報するための非常警報装置の設置</p> <p>(2) 現場及び現場事務所間の緊急通報専用電話の設置</p> <p>4 防災用具及び標識の設置 消火器、ガス検知器等の防災器具や工事に必要な標識類を設置</p> <p>5 現場巡回、点検</p> <p>(1) 請負現場責任者の現場巡回、点検の常時実施</p> <p>(2) 監督員及び関係社員による</p> <p>6 緊急時の応急資機材の確保及び所在・数量を工事関係者に対して周知徹底</p> <p>7 東京地下鉄、請負者による安全管理研究会の随時実施、作業前の綿密な打合せ及び安全教育の実施</p>

(3) トンネル工事

機関名	内 容
都 建 設 局	<p>○ 安全管理体制</p> <p>1 安全管理組織 「建設局工事安全対策委員会」を設置し、定期的に工事安全パトロールを実施し、安全管理に努める。</p> <p>2 現場での安全管理組織 受注者に対して、現場組織表及び安全管理組織を作成させる。また、安全管理計画も作成させる。</p>

第3章 大規模事故対策

第5節 地下街、地下工事事故予防対策

機関名	内 容
	<p>3 現場責任者 受注者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。</p> <p>4 緊急時の連絡体制 非常事態に備え、緊急時の連絡表を整備して現場作業所に常時掲示させる。</p> <p>○ 安全対策(事故防止対策)</p> <p>1 受注者に対して事故防止のため、予定作業に対する危険が予測される災害に対する防止対策、作業間の調整、安全衛生教育の計画、安全大会の行事の開催、作業前打合せの実施などを行うよう徹底させる。</p> <p>2 保安要員による工事現場の巡回及び点検などを定期的実施する。</p> <p>3 工事従事者に対する安全教育と異常事態訓練を定期的実施する。</p> <p>4 関係作業員や近隣住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、サイレン又は非常ベルなどの警報装置と電話機などの通報装置を設置する(トンネル工事など工種限定)。</p> <p>5 消火器などの防災用具及び必要な避難用具と各種標識類の設置を行い、その使用方法や避難及び消火などの訓練を実施する。</p> <p>6 現場付近に応急処置用に必要な資材などを準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的確認する。</p> <p>7 異常出水、ガス爆発などによる危険防止のため、地山の形状、地質、地層の状態など適切な方法で事前に調査及び確認を実施する。</p> <p>8 工事区域が浸水のおそれがある時は、出水状況などを常に監視し、危険な状況が予想される場合には速やかに、関係作業員を避難させるとともに、緊急時の連絡体制に基づき関係機関に通報する。</p>

(4) 地下工事(地下埋設物を含む。)の予防査察等

機関名	内 容
<p>関東東北産業保安監督部</p>	<p>○ ガス事業法による措置 道路等に埋設した導管が、掘削により周囲が露出する場合の保安措置については、ガス事業法に基づく省令及び告示により次のとおり技術基準が定められているので、この基準により指導する。</p>

機関名	内 容
	<p>1 露出する導管の延長が一定の長さを超える場合には、一定の構造、材質、強度を有する吊り防護又は受け防護の措置を講ずること。</p> <p>2 印籠型接合による接合部には押輪をかけること。</p> <p>3 曲管部等における印籠型接合等の接合部には、一定の材料、強度を有する抜け出し防止措置及び固定措置を講ずること。</p> <p>4 特定接合の接合部やその他の接合による接合部が混在する露出導管には、一定の伸縮継手等の導管の長さ変化を吸収、分散する措置を講ずること。</p> <p>5 露出部が 100m 以上の特定の導管についてはガス緊急遮断装置を設けること。</p> <p>6 吊り防護の措置を講じている導管で、露出部分が 15m を超えるものについては、一定の間隔に横振れ防止措置を講ずること。</p> <p>※ガス事業者以外の者が掘削により露出する場合 上記の2、3(抜け出し防止措置に限る。)、4(伸縮継手に限る。)、及び5の措置は、ガス事業者が行うことになっており、それ以外の工事施工は当該掘削企業者が、責任を負うものとなっている。</p> <p>○ 保安規程による措置 ガス事業者が定めた保安規程に基づき、路線巡回の強化、点検及び漏えい検査の実施、緊急時の体制の確立等掘さくによるガス導管の事故防止について指導している。</p> <p>○ 立入検査の実施 ガス事業法に定めるガス導管の保安措置の実施状況及び上記の保安規程による措置の実施状況を確認するため、立入検査等を適時に実施し、所要の指導を行う。</p>
関東地方整備局	<p>○ 管内の国道における地下占用物件の実態把握、道路工事の際の関係占有者の立会要請、占用許可条件の十分な審査、道路工事等の適切な監督等の推進を図る。</p> <p>○ 都内の国道の指定区間の管理は、東京国道事務所及び相武国道事務所が担当している。 なお、災害時には、当局においては、道路災害対策規程により、道路災害対策本部及び支部を設置することとしている。</p>
都 建 設 局	<p>○ 道路の構造保全と機能確保を図るため、常時道路パトロールによる工事現場等の監察を実施する。</p> <p>○ 道路占用工事現場の夜間監察を計画的に実施する。</p>

機関名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掘削を伴う路上工事の道路使用許可(協議)の際には、ガス管等が埋設されている可能性があることを念頭に、事故発生時の措置について指導する。 ○ 地下埋設道路における工事については、随時に工事現場の視察パトロールを行い、許可(協議)条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取締りを行う。 ○ 地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に工事概要、設計図書、防火管理等についての資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導する。 ○ 上記について、特に必要があると認められるとき又は工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因を除去する。

第6節 CBRNE 災害

- CBRNE 災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- これまで、化学防護部隊(警視庁)及びNBC テロ捜査隊(警視庁)の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊(東京消防庁)を配備してきた。
- 都福祉保健局では CBRNE 災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- 都総務局では関係防災機関と連絡を密にするとともに、都福祉保健局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保する。
- 区市町村においても初動連絡体制の確保に努める。

機関名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 ○ 化学防護部隊及び NBC テロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備し CBRNE 災害対応の充実強化を図っている。
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害拠点病院に対し、CBRNE 災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器の整備を支援している。
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況により、所要の部隊（機能）をもって支援を実施する。

第4章 訓練及び防災知識の普及

- 大規模な事故災害においては、防災機関や事業者、住民が事故発生時に連携し、迅速かつ的確な防災行動をとる必要がある。
- 都では防災力向上のため、総合防災訓練の実施や都民に対する防災知識の普及啓発活動、事業所等に対する防災体制の強化指導を行っている。
- 防災知識の普及等を推進する際には、男女双方など多様な性の在り方の視点に配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

第1節 防災訓練の充実

- 大規模事故発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、訓練についての実施方法等について、次のとおり定める。

1 警備訓練

機関名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突発的事故等各種災害警備に関する各級幹部の指揮能力の向上と一般部隊及び特殊部隊の技能向上を目的として各種警備訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 参加部隊等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警察署 (2) 機動隊(含む特殊技能部隊) (3) 関係機関 2 訓練科目 <ul style="list-style-type: none"> (1) 初動措置 (2) 警戒区域の設定 (3) 救出救助 (4) 交通規制 (5) 避難誘導 (6) 広報活動 (7) 被害調査 (8) 関係機関との連携 3 実施時期及び場所 適宜実施する。

2 消防訓練

機関名	内 容
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突発的に発生する事故等に対処するため、事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき消防活動技術の習熟向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 1 東京消防庁職員の訓練

機関名	内 容
	<p>(1) 消防活動訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 状況判断及び指揮活動訓練 イ 小部隊による消防活動訓練 ウ 部隊の集結及び連携活動訓練 エ 各種資器材の活用訓練 <p>(2) 救出救助訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 各種救助事象別の救出訓練 イ 救助資器材の活用訓練 <p>(3) 救急訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 現場救護所の設置訓練 イ 傷病者の緊急度に応じた分類、救急処置並びに搬送訓練 ウ 救急資器材の活用訓練 <p>(4) 総合訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 本部運営訓練 イ 状況判断及び部隊運用訓練 ウ 関係防災機関との連携訓練 エ 関係医療機関及び東京 DMAT との連携訓練 オ 救助・救急活動訓練 カ 給食、燃料、資器材の補給要領訓練 <p>2 消防団の訓練</p> <p>消防団の訓練は、前項に準じ、消防署長が消防団長を通じて計画を樹立し実施する。</p> <p>3 事業所、地域住民等の防災訓練指導</p> <p>春・秋の火災予防運動等を中心に事業所、町会等が実施する出火防止、初期消火、応急救護処置及び避難等の訓練について、計画段階から消防署において指導する。</p> <p>4 大規模危険物施設の訓練</p> <p>事業所の相互応援協定に基づく事業所間の連携態勢の確保及び消防活動技術の向上を図るため、消防機関も含めた訓練を充実するとともにその他の危険物施設にあっては、予防規程、防災計画等に基づく地域社会との連携を考慮した消防訓練の促進を図る。</p>

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

3 航空機事故訓練

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 東京都営空港における航空機事故に対処するため、警察・消防及び関係機関の協力を得て訓練を行う。
東京空港事務所	○ 東京国際空港における航空機事故の発生に際し、情報伝達、航空機火災の消火、人命救助、救急医療活動並びに各種規制等を適切かつ迅速に実施するため、空港内外の各関係機関とともに航空機事故対処総合訓練を定期的実施する。
北 関 東 防 衛 局	○ 米軍機及び自衛隊機による航空機事故に対処するため、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部及び自衛隊の協力を得て訓練を行う。

4 海上防災訓練

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 流出油事故に備え、実戦的な通報・連絡訓練、現場参集訓練、オイルフェンス展張及び油防除資機材操作等の習熟訓練を年2回実施する。 ○ 「東京湾排出油等防除協議会」及び「東京港排出油等防除協議会」の構成機関として海上防災訓練を年1回実施する。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 各海域毎に設置された「排出油等防除協議会」加入の各機関による油等防除訓練を年1回以上実施するほか、関係機関と連携した海上防災訓練、個別に行う参集、通信、対策本部設置・運営訓練等を実施する。
東 京 消 防 庁	○ 東京湾消防相互応援協定に基づき、消防相互応援体制の充実強化、実戦的な部隊運用及び消防活動技術の向上を図るため、協定都市消防局との訓練を年1回実施する。

5 鉄道事故訓練

機関名	内 容
都 交 通 局	○ 鉄道従事員に対しては、運輸業務等に関する十分な知識と技能を付与し、安全な作業と事故・災害の発生に対処し得る教育を行うとともに、その体得した知識技能が十分に発揮できるよう訓練を行い資質の向上を図っている。訓練の内容には、次のようなものがある。 1 人身事故：通報連絡、非常案内放送、救出救命、応急復旧等 2 列車火災：通報連絡、非常案内放送、消火、列車防護、避難誘導、応急復旧等

機関名	内 容
	<p>3 列車脱線：通報連絡、列車防護、非常案内放送、避難誘導、脱線復旧等</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 鉄道事故訓練については事業所単位の訓練に加え、事業所相互間の有機的な連携を図るため、全関係事業所が参加する大規模訓練として異常時総合訓練を年1回実施している。</p> <p>(2) 防災訓練については、防災週間及び東日本大震災日時、その他随時、情報伝達、非常参集、減速運転等の訓練を実施している。</p>
J R 東 日 本	<p>○ 防災訓練</p> <p>1 消防機関等の協力を得て、建物火災消火訓練や列車脱線復旧訓練等を実施する。</p> <p>2 訓練項目は次のとおりである。 通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、列車防護、応急復旧</p> <p>○ 非常参集訓練</p> <p>1 管内の各機関(支社を含む)ごとに、事故発生を想定して、年1回以上非常参集訓練及び情報伝達訓練を実施する。</p> <p>2 訓練内容は、事故発生を想定に基づき社員の各勤務箇所又は事故現場までの所要時間の確認を実施する。</p> <p>○ 安否確認訓練</p> <p>安否確認メールシステムを活用し、社員・家族の安否確認訓練を実施する。</p>
J R 東 海	<p>○ 防災訓練</p> <p>1 東京消防庁の協力を得て、建物火災消火訓練を実施する。</p> <p>2 訓練項目は次のとおりである。 通報連絡、初期消火、旅客の避難誘導、負傷者の救護</p> <p>○ 非常招集訓練</p> <p>1 災害発生を想定して、年1回以上非常招集訓練を実施する。</p> <p>2 内容は、災害発生を想定に基づき、対策本部又は勤務箇所への集合訓練を実施する。</p>
J R 貨 物	<p>○ 9月1日「防災の日」に総合防災訓練を実施するとともに、関係鉄道会社及び関連会社等との合同訓練を実施し必要な知識の習得を図る。 また、関係消防機関の協力を得て、建物及び車両火災消火訓練を実施する。</p> <p>1 情報伝達訓練 2 非常参集訓練</p>

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

機関名	内 容
	<p>3 初期消火訓練 4 復旧体制及び災害復旧訓練 5 その他必要な訓練</p>
東 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常時訓練 職場別に異常時訓練を実施するほか、年1回事故復旧を中心とした各職種合同の異常時総合訓練を実施している。 ○ 防災訓練 防災の日に実施される九都縣市合同防災訓練に参加し、鉄道対策訓練として予知対応型訓練及び発災対応型訓練を実施する。 ○ 防災教育 全国火災予防運動期間中、初期消火、避難誘導、救命救護等を中心とした防災教育を実施している。
東 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転事故総合訓練 鉄道に関係する部署が一体となり、事故発生時の連絡通報、利用者の避難誘導、負傷者の救護復旧作業などを迅速に行うとともに、関係部署間の連携の確認を行う。 ○ 異常時運転取扱訓練 春・秋年2回職場別に事故想定訓練を行い、異常事態が発生した時に適切な対処ができるよう、知識・技能の習得に努めている。 ○ 災害救助訓練 消防機関と連携し、テロ対策訓練などを実施している。
京 成 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道関係従事者に対し、事故又は災害発生時に対応できるよう、下記内容の訓練を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 1 異常時総合訓練(年1回) <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道事故復旧訓練 (2) 負傷者の救出・救護訓練及び旅客の避難誘導訓練 (3) 列車防護訓練 ほか 2 非常召集訓練(年1回) 事故等発生を想定し、各召集場所までの所要時間、連絡体制の確認を実施する。 3 防災訓練(防災週間中) 九都縣市防災訓練が実施される防災週間中に、防災対策訓練として予知対応型訓練、発災対応型訓練を実施する。
京 王 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場毎に復旧訓練を行うとともに、年1回鉄道事業本部各部合同の事故復旧訓練及び防災訓練を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 1 事故復旧訓練 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報収集・伝達訓練

機関名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> (2) 避難誘導案内訓練 (3) 救出・教護活動訓練 (4) 脱線復旧訓練 ほか 2 防災訓練（防災週間等） <ul style="list-style-type: none"> (1) 予知対応型訓練 (2) 発災対応型訓練
京 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係従事員に対し、次の訓練を実施し、事故又は災害発生時に対応できるよう努めている。 <ul style="list-style-type: none"> 1 鉄道事故復旧訓練 年1回 2 鉄道テロ対策訓練 年1回 3 防災訓練（大規模地震を想定した初動対応型訓練及び発災型訓練、列車停止訓練、津波避難訓練、津波避難者受入訓練）年1回 4 初期消火訓練、旅客の避難誘導訓練 5 非常招集訓練 ○ 上記訓練のほか、各部、各職場が、交通安全運動や総点検運動期間中などに各種訓練を実施している。 ○ 関係自治体、警察署、消防署が実施する訓練、講習会等に参加し防災知識の習得に努めている。
西 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> (1) 通信訓練 (2) 減速運転訓練 (3) 非常招集訓練 (4) 情報伝達訓練 (5) 退避誘導訓練 (6) 車両脱線復旧訓練 (7) トロリー線断線復旧訓練 (8) 踏切遮断機倒壊復旧訓練 2 実施時期 7月、8月、防災週間内
小 田 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常時訓練 交通サービス事業本部内各部が参加する異常時総合訓練を年1回実施している。運転事故を想定した以下の内容で実施し、異常時対応の習得に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> 1 連絡体制の確立と正確な情報提供 2 障害物の除去と早期復旧作業 3 併発事故の防止 4 旅客の避難誘導と負傷者の手当て 5 代替輸送の手配と正確な旅客対応 6 警察・消防機関との連携

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

機関名	内 容								
	<p>また、鉄道各部門では起こり得る事故を想定した事故対応訓練を定期的実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練 <p>防災の日及び火災予防運動その他必要に応じ関係規程類に基づいて、情報連絡、非常招集、避難誘導、混乱防止、減速運転、初期消火等の訓練を実施している。</p> 								
北 総 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道従業員に対し、次の各号の訓練を実施し、事故又は災害発生時に対応できるよう努めている。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 災害対策本部設置訓練</td> <td style="width: 50%;">5 施設点検訓練</td> </tr> <tr> <td>2 情報収集・伝達訓練</td> <td>6 車両脱線復旧訓練</td> </tr> <tr> <td>3 非常招集訓練</td> <td>7 初期消火訓練</td> </tr> <tr> <td>4 減速運転訓練</td> <td>8 救急処置訓練</td> </tr> </table> 	1 災害対策本部設置訓練	5 施設点検訓練	2 情報収集・伝達訓練	6 車両脱線復旧訓練	3 非常招集訓練	7 初期消火訓練	4 減速運転訓練	8 救急処置訓練
1 災害対策本部設置訓練	5 施設点検訓練								
2 情報収集・伝達訓練	6 車両脱線復旧訓練								
3 非常招集訓練	7 初期消火訓練								
4 減速運転訓練	8 救急処置訓練								
東 京 地 下 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・災害発生時の旅客救護等の初動措置訓練は、防災週間、防災とボランティア週間及び火災予防運動期間などを捉え、地域防災ネットワーク及び各部門別にさまざまな異常時を想定した内容で実施し、事故・災害等への対応能力向上を図っている。 								
東京モノレール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係従事員に対し、応急対策に必要な、次の各号の訓練を年1回以上実施する。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 非常招集訓練</td> <td style="width: 50%;">3 旅客誘導案内訓練</td> </tr> <tr> <td>2 情報連絡訓練</td> <td>4 防災訓練</td> </tr> </table> ○ 関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、防災に関する知識の習得に努める。 	1 非常招集訓練	3 旅客誘導案内訓練	2 情報連絡訓練	4 防災訓練				
1 非常招集訓練	3 旅客誘導案内訓練								
2 情報連絡訓練	4 防災訓練								
ゆりかもめ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常時訓練 <p>各職場単位で、各種事故を想定して復旧訓練及び機器取扱訓練等、運転事故を想定した全社的な規模による異常時総合訓練を年1回実施している。</p> ○ 防災訓練 <p>防災の日及びその他随時に情報伝達、非常参集、減速運転等の訓練を実施している。</p> 								
東京臨海高速鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災を想定した各種の防災訓練を実施する。 <p>異常時総合訓練 旅客救出訓練 緊急連絡系統図に基づく通報訓練 旅客避難誘導訓練</p> ○ 消防署、警察署、JR等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、防災に関する知識、対応能力の向上に努める。 								

機関名	内 容
多摩都市モノレール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害を想定した次の各種訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 異常時訓練（年2回実施） 2 列車緊急停止訓練 3 減速運転訓練 4 非常召集伝達訓練 5 非常参集訓練 6 避難誘導訓練 ○ 現業系係員については、異常時に関する教育訓練を定期的実施し、現業系係員が迅速・適切な対応ができるよう努めている。
首都圏新都市鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・伝達 2 非常招集 3 列車一旦停止及び減速 4 脱線復旧 5 避難誘導 6 応急復旧 7 初期消火 8 救出・救助 ○ 実施時期・回数 防災訓練（9月）、各管理所安全教育(年1回以上)

6 道路事故訓練

機関名	内 容
東日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に対する防災訓練を原則として年1回実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報収集・伝達 2 非常参集 3 本部設営及び運営 4 関係機関との協力体制の構築 5 資機材等の配備手配 6 広報活動 7 道路交通対策 8 緊急輸送対策 9 応急復旧計画
中日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育の実施 社員等の防災に関する知識の習得、及び災害時における迅速かつ的確な対応能力の向上を図るため、防災に関する研修の充

第4章 訓練及び防災知識の普及
第1節 防災訓練の充実

機関名	内 容
	<p>実と推進を図るとともに、国、地方公共団体等関係機関が実施する講習会等に積極的に参加する。</p> <p>○ 防災訓練の実施</p> <p>国、機構、地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を、原則として年1回以上実施する。</p> <p>訓練を行うにあたっては、災害の想定を明らかにするとともに、非常参集訓練、情報の収集・情報伝達、災害対策本部設置運営訓練、災害応急対策訓練等、実践的な訓練を実施する。</p> <p>また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。</p>
首都高速道路	<p>○ 発災を想定した各種の防災訓練を定期的実施する。</p> <p>1 災害対策本部設置訓練</p> <p>2 情報伝達訓練</p> <p>3 非常参集訓練</p> <p>4 事故対応実働訓練</p>

7 ガス事故訓練

機関名	内 容
東京ガス	<p>○ 工事関係者に対する安全教育</p> <p>毎年教育計画を作成し、工事関係者等に対して工事及び保安についての教育及び訓練を行っている。</p> <p>○ 防災訓練の実施</p> <p>関係官庁が行う防災訓練、地下街等の合同防災訓練等に参加して年1回以上訓練を行っている。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>○ 高圧ガスの運送上の災害に対処するため、関係機関との連携を図りながら自主的な災害予防対策を確立させるとともに、災害時の連絡通報応急措置等の訓練を推進する。</p>
都環境局	<p>○ 都及び東京都高圧ガス地域防災協議会は警視庁、東京消防庁、日本赤十字社の協力を得て、共同で高圧ガス防災訓練を実施し、災害の未然防止及び被害発生時の措置の徹底を図る。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 都環境局</p> <p>(2) 東京都高圧ガス地域防災協議会</p> <p>(3) 東京都高圧ガス保安協会</p> <p>(4) 東京都LPガス協会</p> <p>(5) 東京都LPガススタンド協会</p> <p>(6) 警視庁、東京消防庁等</p>

機関名	内 容
	<p>2 訓練項目</p> <p>(1) 基礎訓練 ガスの種別に応じ、消火訓練等実践的な訓練を行う。</p> <p>(2) 総合訓練 各関係機関の協力を得て総合的な対応訓練を行う。</p> <p>3 訓練回数等 毎年1回実施するほか、東京都高圧ガス地域防災協議会の各支部ごとに実施している。</p>

8 放射性同位元素(RI)事故訓練

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<p>○ 都福祉保健局は、医療施設の事故等に備え、保健所等に RI 管理測定班を設置している。</p> <p>○ 都福祉保健局は、この業務の円滑な遂行に関し、必要な技術等の習熟のための訓練を行う。</p>

第2節 防災知識の普及

- 各防災機関は、平素から地域住民、各事業所等を対象にそれぞれに適した方法により大規模事故等に関する知識の普及活動を行う。
- 各防災機関の活動状況は、次のとおりである。

機関名	内 容
東 京 消 防 庁	<p>○ 防災広報の充実</p> <p>1 印刷物等による広報 チラシ、回覧板等の広報印刷物を利用し、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。</p> <p>2 映画等による広報 各消防署単位で防火、防災に関する映画やスライド等により防災知識・応急救護知識を普及する。</p> <p>3 講習会等による広報 不特定多数を収容する施設、大規模な危険物製造所等に対する講習会・研究会の実施、また、消防テレホンサービス、消防相談所を通じて防災知識・応急救護知識の向上に努める。</p> <p>4 テレビ、ラジオによる広報</p>

機関名	内 容
	<p>各報道機関等に対し、防災対策、災害時の心構え等について、随時、発表及び資料提供を行い、防災知識・応急救護知識の普及を図る。</p> <p>5 インターネット等を活用した広報 デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS を活用して、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。</p> <p>○ 防災教育の充実</p> <p>1 防災知識の普及啓発 児童生徒を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防火・防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会、座談会、映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。</p> <p>2 幼児期から社会人までの総合防災教育の推進 幼児期から社会人までの体系的な総合防災教育を推進することにより、各種災害に対する児童・生徒等自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域の防災行動力の向上及び将来における防災活動の担い手の確保につなげていく。</p> <p>3 応急救護知識技術の普及 地域住民や事業所を対象として、救命講習の受講を促進し、応急救護技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。</p> <p>4 地域住民を対象とした組織の育成 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。</p> <p>5 都民防災教育センターの活用及び整備 都民・防災市民組織のリーダー及び事業所の防災担当者を対象とした防火・防災に関する知識の習得や実践的な訓練ができる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。</p> <p>6 インターネットを活用した教育の推進 ホームページ上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識・応急救護知識の向上を図る。</p>
警 視 庁	○ 警察署ごとに座談会、講習会等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会等に依頼して災害並びに防災に関する知識の普及を図る。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 旅客船の事故、気象的海難事故その他海難事故を防止するため、海難防止強調運動や海の安全運動等を展開し、講習会、印

機関名	内 容
	<p>刷物、映像、報道機関等による普及広報を実施するほか、船舶への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて普及活動を行う。</p>
<p>都 交 通 局 J R 東 日 本 J R 東 海 J R 貨 物 鉄 道 各 機 関</p>	<p>○ 春秋の火災予防運動期間中、立看板、ポスター等を駅に掲出して火災予防について周知を図る。</p> <p>○ 事故等の発生に伴い予想される駅等の混乱を防止するため、車内放送、駅放送、駅掲示等により随時広報に努める。</p>
<p>東 京 ガ ス</p>	<p>○ ガスの使用者に対してガス漏れ等の緊急時におけるガス栓、メーターガス栓の閉鎖、ガス機器の取扱い、使用上の注意、安全型ガス機器等について、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞・パンフレット等によって、平素から周知に努める。このほか、消防・警察・報道機関などと連絡のうえ、ガス設備の注意事項について一般への周知を図る。</p>
<p>都 環 境 局</p>	<p>○ 高圧ガス関係事業所に対しポスター、標語等を配布して、保安意識の向上を図るほかテレビ、ラジオ等を通じ、LPガスの一般消費者に対し正しい使い方を周知する。</p>
<p>東 京 労 働 局</p>	<p>○ 局及び管下の各労働基準監督署において開催する製造業、建設業等の業種別の安全講習会、研究会、協議会等において爆発火災、土砂崩壊災害、風水害等による災害防止の徹底に努めるとともに、事業場における災害防止の意識の高揚を図る。</p> <p>○ 爆発災害の危険のある化学工場等化学設備を有する事業場、風水害等のおそれのある土木工事等の建設工事現場の災害防止を図るため監督指導等を行う。</p>
<p>日 赤 東 京 都 支 部</p>	<p>○ 赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会の開催</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 赤十字防災セミナー 災害に備え、自分の大切な人を守るために必要な知識と技術を都民に普及する。 2 赤十字救急法 心肺蘇生や応急手当の知識と技術を都民に普及する。 3 赤十字健康生活支援講習 避難所生活に役立つ知識と技術を都民に普及する。 4 赤十字災害救護セミナー 災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。 5 ホームページなどによる情報提供

第4章 訓練及び防災知識の普及
第2節 防災知識の普及

機関名	内 容
	<ul style="list-style-type: none">○ 赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援○ 催事等における救援物資やパネルなどの展示やパンフレットの配布

第5章 地域防災力の向上

- 都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、都民、ボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

第1節 都民等の役割

- 大規模災害発生時の対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路等の確認を行っておく。
- 災害の情報を各種媒体を通じて確認する。
- 都・区市町村が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 避難行動要支援者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

第2節 防災市民組織等の強化

1 防災市民組織等の役割

- 地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。
 - (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - (2) 情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
 - (3) 避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守並びに非常食及び簡易トイレの備蓄
 - (4) 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知
 - (5) 地域内の避難行動要支援者の把握、災害時の支援体制の整備
 - (6) 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
 - (7) 行政との連携・協力体制の整備

2 防災市民組織の充実

- (1) 防災市民組織の結成促進
 - 区市町村は、住民への積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進める。

- 都は、区市町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行う。
- (2) 防災市民組織の活動環境の整備
 - 区市町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。
 - 都は、区市町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。
- (3) 防災市民組織の訓練用資器材整備
 - 都は、区市町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行ううえで必要な訓練用資器材を整備していく。
- (4) 防災市民組織への支援
 - 都は、区市町村や東京消防庁などと連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会等及びポンプ操法大会等各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。

第3節 事業所防災体制の強化

1 事業所の役割

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
- (1) 社屋内外の安全確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。
- (2) 事業活動を維持することが、社会経済の早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画(BCP)や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。
- (3) 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや防災市民組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努める。

2 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化

- 災害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。
- (1) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
 - ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。

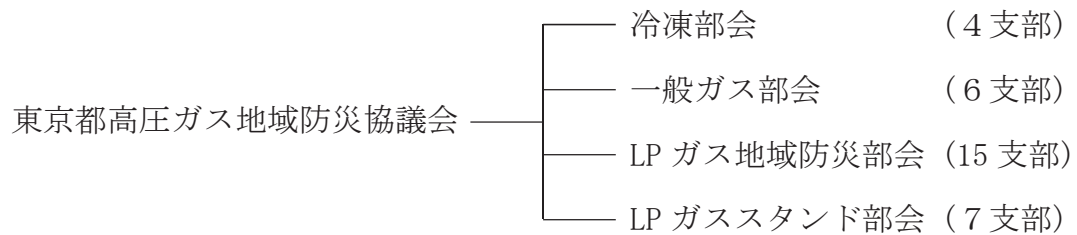
災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

- 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
- (2) 自衛消防組織の設置を要する事業所
 - 消防法第8条の2の5等により、自衛消防組織の設置、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防組織の訓練等の指導を推進する。
- (3) 防火管理者の選任を要する事業所
 - 消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
- (4) 防火管理者の選任を要しない事業所
 - 火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時等においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
- (5) 予防規程の作成指導
 - 一定の規模以上の危険物施設において定めることが義務付けられている予防規程の作成に際しては、危険物施設の実態に即した保安体制の確立を図るよう危険物保安監督者等に対し指導する。
- (6) 大規模危険物施設事業所の自主保安体制の充実等
 - 大規模危険物施設は事故等が発生した場合、一つの事業所に止まらず、大規模な事故等に拡大する危険性があることから事業所の自主保安体制の充実及び事業所相互間の応援体制の強化を促進するよう指導する。
 - さらに、この相互応援体制を円滑に行うため、防災資器材の整備にかかわる情報交換、合同消防訓練、研究会等の実施について指導する。
- (7) 高圧ガス関係防災組織
 - 東京都震災予防条例第47条(現東京都震災対策条例第36条)の規定に基づく都内唯一の業種別防災組織として、昭和60年(1985年)7月東京都高圧ガス地域防災協議会が発足した。
 - この協議会は、事故等発生時における応援活動及び自主保安の高揚を図るため、都内の関係高圧ガス事業所が加盟して設立したもので、事故等発生時に効果的な応援活動を行っている。
 - また、この防災組織の育成強化を図るため、自主的な防災活動に対して支援している。



第4節 行政・事業所・都民等の連携

1 相互に連携した社会づくり

- 行政、事業所、都民、地域コミュニティ、ボランティア等が平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。
- 相互に連携協力し合うネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - (1) 自治体間の相互支援体制の強化
 - (2) 行政、事業所、地域との連携の在り方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発
 - (3) 災害に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催

2 地域における防災連携体制の確立

- 区市町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。
 - (1) 連携・協力体制
 - 地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。
 - (2) 地域防災体制の強化
 - 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。
 - (3) 合同防災訓練の充実
 - 地域住民と地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。

3 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

- 災害時の助け合いを推進するために、都民、町会・自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティアなど、地域で活動しているさまざまな団体等が従来の垣根を越えて連携・協力することが求められている。

4 地域と事業所との連携強化

- 防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けたときは、区市町村と連携して、災害現場における協力も視野に入れ、事業者と地域との連携が図られるよう努める。
- 地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で広く紹介するなど、連携強化を図る。

第6章 ボランティア等との連携・協働

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアや市民活動団体、区市町村等関係機関との連携を図る。

第1節 一般のボランティア

1 東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携

- 大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は相互に連携を図る。

(1) 都生活文化局

	内 容
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○ 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
災 害 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 都内外の被災状況の情報収集 ○ 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供

(2) 東京ボランティア・市民活動センター

	内 容
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○ 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
災 害 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○ 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○ 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携

(3) 区市町村

	連 携 体 制
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村社会福祉協議会等との連携による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
災 害 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村社会福祉協議会等との協働による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援

第2節 登録ボランティア

1 東京都防災ボランティア等

- 都は、平成7年(1995年)5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

(1) 被災宅地危険度判定士

所管	資格	業務内容
都都市整備局	○ 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	○ 災害対策本部が設置される規模の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

(2) 語学ボランティア

所管	資格	業務内容
都生活文化局	○ 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	○ 大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

2 東京消防庁災害時支援ボランティア

- 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。

平成18年(2006年)1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

所管	登録資格者	業務内容
東京消防庁	○ 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ発災時において東京消防庁の支援を行う意思がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	○ 大規模災害発生時に東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施

3 赤十字ボランティア

- 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者(災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。
- 活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

所管	活 動 内 容
日赤東京都支部	<p>1 赤十字災害救護ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(災害救護セミナー)を修了・登録したボランティアである。 ○ 平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を行う。 <p>2 地域赤十字奉仕団</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を行う。 <p>3 特別赤十字奉仕団</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 <p>4 赤十字個人ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。

